

# 佐賀県男女共同参画推進条例の仕組み

## 基本理念（第3条）

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 政策・方針の立案や決定への共同参画
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 国際的協調

責 務

## 県（第4条）

- 基本理念を踏まえた施策の総合的かつ計画的な策定及び実施
- 市町、県民及び事業者との連携・協力

## 県民（第5条）

- 社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進
- 県が行う男女共同参画施策への協力

## 事業者（第6条）

- 事業活動における男女共同参画の推進
- 県が行う男女共同参画施策への協力

## 性別による権利侵害の禁止（第7条）

- あらゆる場における性別による差別的取扱いの禁止
- あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントの禁止
- 男女間における暴力的行為の禁止

## 男女共同参画の推進に関する基本的施策

- ・県民の理解を深めるための措置（第8条）
- ・事業者の報告（第9条）
- ・表彰（第10条）
- ・市町及び県民に対する支援（第11条）
- ・調査研究等（第12条）
- ・相談の処理等（第13条）
- ・男女共同参画推進員の設置（第14条）
- ・推進体制の整備等（第15条）
- ・附属機関等における積極的改善措置（第16条）
- ・年次報告（第17条）

佐賀県男女共同参画推進員の設置

佐賀県男女共同参画推進審議会の設置

## 男女共同参画社会の実現

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会